

## 大阪府踏切道改良協議会 合同会議設置要綱第 2 条解説

(協議・調整等の内容)

第 2 条 合同会議は、次に掲げる各号について協議・調整等を行うことができる。

- (1) 踏切道に関する政策等の情報提供
- (2) 法第 3 条指定の踏切道における改良計画の作成に関する協議
- (3) 法第 3 条指定の踏切道における法第 12 条の規定による評価を実施するに当たっての構成員からの意見聴取
- (4) 法第 3 条未指定の踏切道における法指定等、課題解決に向けた検討・調整、または課題の緩和に向けた多様な対策の検討
- (5) 第 4 種踏切の安全確保に関する検討・調整

本条は、大阪府踏切道改良協議会合同会議の目的を達成するために行う調整・協議などの内容を定めている。

- (1) 国土交通省の踏切道に関する政策、法令及び予算措置並びに大阪府域で行った踏切道の改良事例などの情報共有を通して、道路管理者と鉄道事業者が連携し共通の認識を持つことで、大阪府域の踏切対策の更なる推進を図ることを第 1 の目標として本号に位置付けている。
- (2) 法第 3 条の指定を受けた踏切は、関係する道路管理者と鉄道事業者が協議の上、改良計画書を作成する。当該協議を円滑に進めるため、近畿地方整備局や近畿運輸局の知見を踏まえた調整が行えるようにしている。
- (3) 法第 12 条の規定による評価では、「定性的な判断が必要な踏切は関係者等へ聞き取りを行い、評価を行う」とされ、「地方踏切道改良協議会（合同会議含む）で意見があった場合は評価結果に記載する」とこととされているため、本合同会議で意見聴取ができるようにしている。
- (4) カルテ踏切などを対象に法第 3 条指定を行うことで、踏切対策を推進している。この指定に際しても、近畿地方整備局や近畿運輸局の知見を通じた道路管理者と鉄道事業者の円滑な合意形成が図られるよう、合意を阻害する課題解決に向けた検討・調整の場として位置付けた。

また、カルテ踏切であっても現地条件などにより、連続立体交差などの抜本的対策や物理的に現状以上の改良が困難と考えられる踏切もあり、法第 3 条指定を困難にしている。そのような踏切の取り扱いを関係者間での検討、調整することも想定している。

その他、法第 3 条未指定の踏切道のうち、抜本的対策は困難だが基準や指標による

評価には馴染まないものの緩和に向けた対策が可能な踏切道がある。それには多様な検討が必要となり、道路管理者と鉄道事業者の双方の協力が不可欠となるため、関係者が集まる本合同部会で議論できるようにしている。

- (5) 大阪府域の第4種踏切は1か所だが、第4種踏切の安全性向上は、全国的な課題でもあるため、統廃合の促進及び保安度向上対策の検討・調整が行えるよう本号に位置付けた。